

## 特別相談「多重債務110番」を実施しました

～多重債務問題は必ず解決できます。一人で悩まずに早めにご相談ください！～

東京都では、多重債務問題の解決に向け、庁内各局や関係団体が連携して総合的な取組を推進しています。

その取組の一環として、東京三弁護士会、東京司法書士会、日本司法支援センター(法テラス)などの専門相談窓口等と連携して、令和2年度第1回特別相談「多重債務110番」を実施しましたので、結果についてお知らせします。

### 結果の概要

- 実施期間 令和2年9月7日(月曜日)、8日(火曜日)の2日間
- 2日間で寄せられた多重債務に関する相談件数は、全体で110件
  - ・東京都消費生活総合センター 30件
  - ・区市町の消費生活センター(23区26市1町) 28件
  - ・弁護士会、司法書士会、法テラス等の協力実施団体 52件
- 都受付分の相談の特徴
  - ・相談者の平均年齢は53歳、40歳代が最も多い。
  - ・借入先が5社以上の人は36.7%、借入先は銀行が最も多い。
  - ・債務額が500万円以上の人は30%、1人当たりの平均債務額は545万円。
  - ・相談内容は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が大幅に減少したことが原因で、住宅ローン、カードローン、クレジットカード等の返済が厳しいというものが増加。

### 消費者へのアドバイス

- ・多重債務に陥ると、個人の努力だけでは解決はきわめて困難になります。  
多重債務問題は、専門家に早期に相談することが大切です。
- ・都内消費生活センターでは、多重債務問題を抱える相談者を法律専門家や専門相談機関等につなぎ、問題解決の道筋ができるまでフォローアップする「東京モデル」を実施しています。[https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/sodan/sodan\\_tazyuu.html](https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/sodan/sodan_tazyuu.html)
- ・債務が少額であっても、返済に不安がある場合はご相談ください。

- ・東京都消費生活総合センター(03-3235-1155)  
(受付時間:月～土曜・午前9時～午後5時)(日・祝日・年末年始はお休みです。)
- ・お近くの消費生活センターへはこちら → **消費者ホットライン** ☎188

## 主な相談事例（東京都消費生活総合センター受付分から）

### 【収入が不安定で、返済できるか不安】

数年前、心身の調子を崩し仕事を辞めた際、生活費のため銀行カードローンで借入れをし、クレジットカードで必要な物を購入していた。借金は300万円程あるが、これまで滞納せず返済してきた。最近、派遣先の契約が終了となり、次の就職先も見つからない。バイトでつないでいるが収入は不安定で、この先返済できるか不安。（50歳代 女性）

#### ⇒ 解決に向けた道筋

当センターに派遣された弁護士につながりました。相談者は信用情報機関に登録されるとして債務整理はしたくないとのことでした。しかし、このまま返済が3か月以上遅れれば信用情報機関に延滞記録がつくことになるため、まず仕事を探し、延滞が避けられない場合は、速やかに弁護士に債務整理を依頼するよう助言を受けました。また、相談者は精神的な不安を抱えており、当日専門カウンセラーによるカウンセリングを受けました。

### 【年収が大幅に減り、住宅ローンの返済が厳しくなった】

新型コロナウイルス感染症の影響で勤務先の業績が悪化し、年収が150万円減少した。住宅ローンが数千万円あり、毎月15万円の返済が厳しくなった。収入減少を理由にローンの元本を減額してもらうことは可能か。（50歳代 男性）

#### ⇒ 解決に向けた道筋

当センター派遣の弁護士から助言を受けました。元本減額はできないが、延滞が続く競売にかけられる、返済のため新たな借金をするという事態を避けるため、早期に銀行相談窓口で、月々の返済額の減額や、一時的な期限猶予を相談するよう勧められました。

#### ※（参考）個人民事再生の「住宅資金特別条項（住宅ローン特則）」

住宅ローン以外にも借金がある場合、個人再生手続きにより、債務の減額や長期分割払いに変更し、月々の返済額を軽減する一方、住宅ローンの支払いを継続させ、自宅を処分されないようにする制度がありますのでご利用ください。

### 【父の借金返済のために借金し、多重債務に】

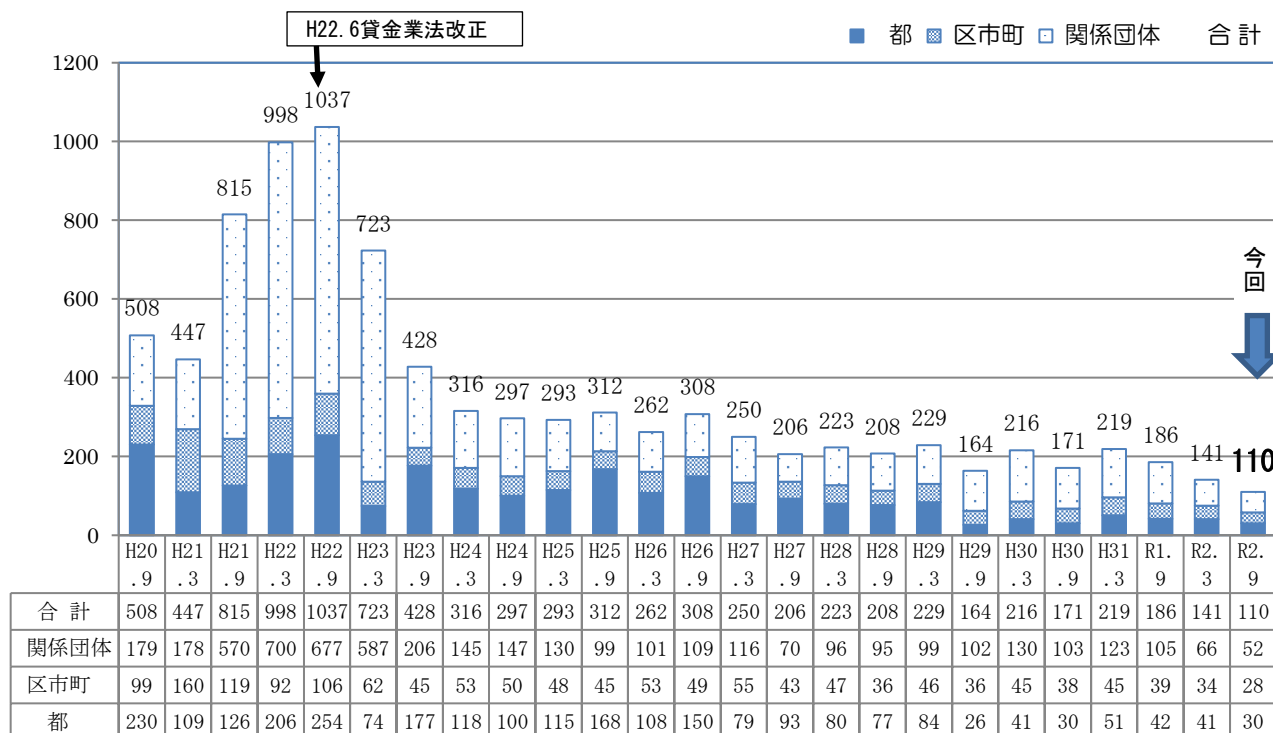
父の店が廃業になり、事業負債は家・土地を処分して完済したが、個人負債が数百万円残ったため、自分名義で銀行カードローン、クレジットカード（キャッシング）、消費者金融で借りて工面した。しかし、給料のほとんどがこれらの返済と家賃で消えてしまい、この状態をいつ抜け出せるのか将来が不安。解決方法を相談したい。（40歳代 女性）

#### ⇒ 解決に向けた道筋

当センター派遣の弁護士から、収入に比べ債務額が大きいことから日本司法支援センター（法テラス）の民事法律扶助制度を利用し、自己破産が適当との助言を受けました。相談者が懸念する勤務先への通知はないが、クレジットカードが一定期間利用できなくなることに抵抗があるとして、任意整理（将来の利息免除や返済月額の減少など債権者と交渉し現在より支払負担を軽減する方法）についても説明を受け、必要な情報は得られたので持ち帰り熟考したいとのことでした。

## <参考> 特別相談で受け付けた相談の概要

### 1 東京都内全域で受け付けた件数の推移（都及び23区26市1町、関係団体）



#### ○特別相談「多重債務110番」の実施団体

東京都消費生活総合センター、都内23区26市1町の消費生活センター、東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会、東京司法書士会、日本司法支援センター（法テラス）、（公財）日本クレジットカウンセリング協会、全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会、財務省関東財務局東京財務事務所、日本貸金業協会、東京都生活再生相談窓口

※「多重債務110番」は、「自殺防止！東京キャンペーン」特別相談週間（福祉保健局）との連携事業です。

### 2 東京都消費生活総合センターで受け付けた相談の概要

#### （1）特別相談の体制

電話又は来所による相談者から消費生活相談員が相談内容をお聞きし、その内容が法律等の専門的対応を要する場合は、本人の希望を聞いたうえで、当センターに派遣された弁護士・司法書士・精神保健福祉士、法テラス、東京都生活再生相談窓口等につないだ。

#### （2）相談内容の分析（都受付分）

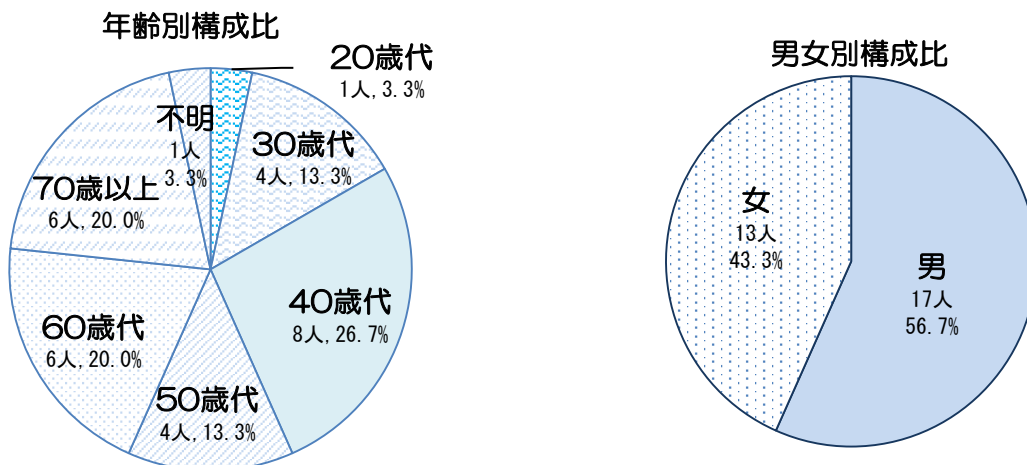
##### ① 相談件数 30件（来訪8件、電話22件）

|    | 9月7日(月) | 9月8日(火) | 合計  |
|----|---------|---------|-----|
| 来訪 | 7件      | 1件      | 8件  |
| 電話 | 11件     | 11件     | 22件 |
| 合計 | 18件     | 12件     | 30件 |

※今回、新型コロナウイルス感染症の影響で、例年に比べて来訪相談が減少しました。

## ② 相談者の年齢等構成

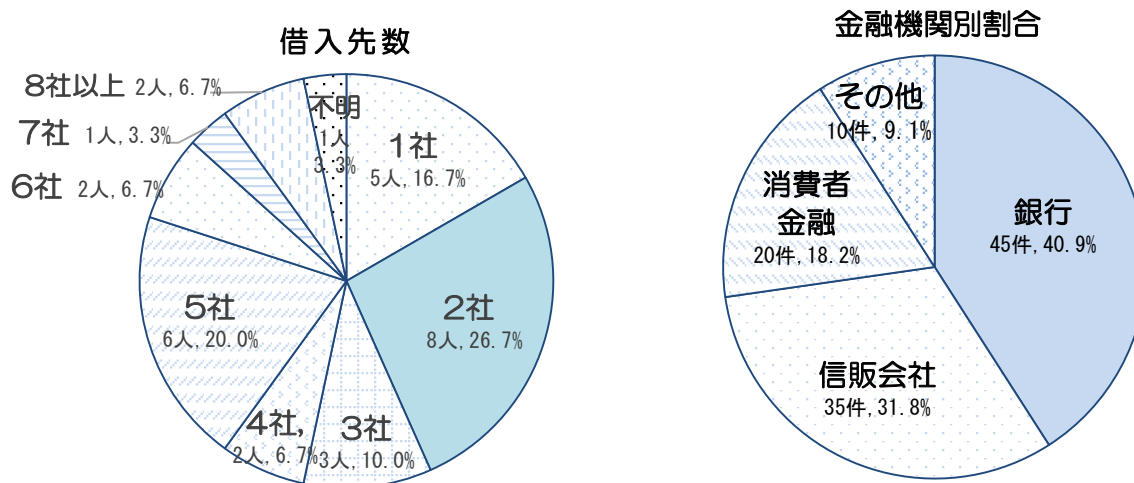
※端数処理により合計 100%にならない場合があります。



- ・ 相談者の平均年齢は53歳（最年長79歳、最年少26歳）
- ・ 40歳代が最も多く26.7%

相談者の男女比は、男性がやや多い。

## ③ 借入先

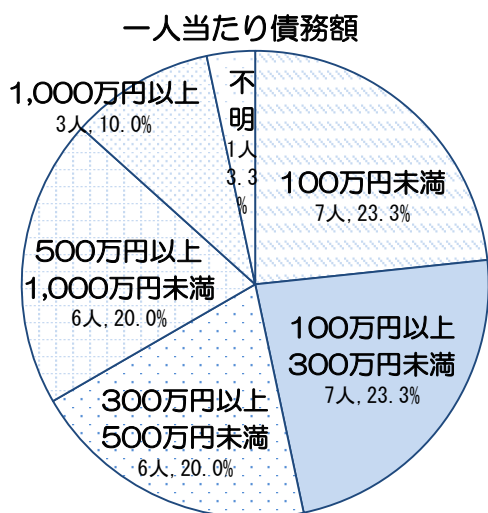


- ・ 借入先が5社以上の人は、36.7%を占める。（平均7社、最多借入先数14社）

※借入先延べ110社の内訳

借入先は、銀行が最も多く40.9%

## ④ 債務の状況



- ・ 1人当たりの平均債務額は、545万円（住宅ローンを除いた場合、392.8万円）
- ・ 500万円以上の債務者は、30%を占める。（最高債務額は、住宅ローンの4千万円）